

○防衛省告示第四百四十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、使用条件変更、追加提供及び新規提供が令和八年五月二十二日次のとおり決定された。

令和八年五月二十六日

防衛大臣 小泉進次郎

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
三一〇二	相模原住宅地区	相模原市	国有	土地…約五〇平方メートル	
			民有	土地…約一五〇平方メートル	相模原市が市道用地として使用するため

共同使用する。

使用期間…当該財産の返還の日まで

六〇一一 キャンプ・ハンセン 沖縄県国頭郡金武町 国有

土地…約一八〇平方メートル

民有 土地…約二、四〇〇平方メートル

国有 建物…約一、四〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年六月二十九日から同

月三十日までの間

六〇四四 キャンプ瑞慶覧 沖縄県中頭郡北谷町 国有

土地…約三八〇平方メートル

民有 土地…約五、三〇〇平方メートル

国有 建物…約一、一〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年六月二十日から同月

六〇四八 ホワイト・ビーチ地 うるま市

区

国有 土地…約六四〇平方メートル

民有 土地…約二三、〇〇〇平方メートル

国有 工作物…栈橋

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年六月二十日から同月

三十日までの間

六〇五一 普天間飛行場

宜野湾市

国有 土地…約一七、〇〇〇平方メートル

公有 土地…約二〇、〇〇〇平方メートル

民有 土地…約二八一、〇〇〇平方メートル

国有 建物…約五、三〇〇平方メートル

国有 工作物…燃料給油施設等

訓練施設として共同使用する。

三十日までの間

使用期間…令和八年六月二十日から同月

三十日までの間

六〇五六 牧港補給地区

浦添市

国有

土地…約四〇〇平方メートル

公有

土地…約三五〇平方メートル

民有

土地…約二、三〇〇平方メートル

国有

建物…約一、八〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年六月二十日から同月

三十日までの間

◎使用条件変更

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

五一二五 健軍駐屯地 熊本市 国有 土地…約五、八〇〇平方メートル

一 使用目的を次のとおり変更する。

共同訓練の支援のために必要な資材の保管のためのコンテナを設置するた
め。

二 使用期間を次のとおり変更する。

共同訓練を支援するために必要な都
度。

六〇四八 ホワイト・ビーチ地

区

水域…北緯二六度一七分〇〇秒、東経一
二七度五五分〇〇秒

米海軍が浮上式浮標一基を設置するため
、使用条件を変更する。

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

一〇六七 北海道・千歳演習場 恵庭市

国有 土地・約九〇〇平方メートル

建物・約一、三〇〇平方メートル

工作物・水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間・

一 令和八年六月二十一日から同年七月

一日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

陸上自衛隊南恵庭駐屯地の施設の一部を

、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施

設及び区域として提供する。提供期間中

二〇〇一 三沢飛行場

八戸市

国有

は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約七三四、〇〇〇平方メートル

建物…約二三、〇〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年六月二十二日から同年七月

一日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

海上自衛隊八戸航空基地の施設の一部を

、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施

設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

水域…約九、〇七六、〇〇〇平方メートル

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和八年六月から同年十二月までの間、四回、一回につき最大四日間で計最大十二時間、各日、日没前後の各最大三時間、計最大六時間実施される。

小川原湖の一部水域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関

二〇七〇 車力通信所

つがる市

国有

連ある条項が適用される。

土地…約七八〇平方メートル

建物…約二、一〇〇平方メートル

工作物…門等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年六月二十二日から同年七月

一日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

航空自衛隊車力分屯基地の施設の一部を

、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施

設及び区域として提供する。提供期間中

二〇七三 松島飛行場

東松島市

国有

は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約二、二六二、〇〇〇平方メートル

建物…約三五、〇〇〇平方メートル

工作物…門等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年六月二十二日から同年七月

一日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

航空自衛隊松島基地の施設の一部を、地

三〇三五 習志野演習場

船橋市、八千代市

国有

位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約一、〇七〇、〇〇〇平方メートル

建物…約一〇、七〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和八年六月二十日から同年

七月三日までの間

陸上自衛隊習志野演習場及び陸上自衛隊習志野駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域

三〇五〇 入間飛行場

狭山市、入間市

国有

として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

建物…約一、一〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和八年六月十八日から同年

七月三日までの間

航空自衛隊入間基地の施設の一部を、地

位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及

び区域として提供する。提供期間中は、

地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約四四、〇〇〇平方メートル

建物…約二、〇〇〇平方メートル

五二二一 築城飛行場

行橋市、福岡県築上 国有

郡築上町

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年六月十八日から同年七月三

日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

航空自衛隊築城基地の施設の一部を、地

位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及

び区域として提供する。提供期間中は、

地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約八〇〇平方メートル

建物…約一一〇平方メートル

五二二三 大矢野原・霧島演習 熊本県上益城郡山都 国有

場 町

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年六月二十日から同月三十日
までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の
ための追加期間

陸上自衛隊大矢野原演習場の施設の一部
を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある
施設及び区域として提供する。提供期間
中は、地位協定の関連ある条項が適用さ
れる。

土地…約二一、〇〇〇平方メートル

五二二五 健軍駐屯地

熊本市

国有

建物…約九、三〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年六月二十日から同月三十日
までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の
ための追加期間

陸上自衛隊健軍駐屯地の施設の一部を、
地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設
及び区域として提供する。提供期間中は
、地位協定の関連ある条項が適用される
。

五一二五 健軍駐屯地

熊本県菊池郡菊陽町 国有

土地…約三五、〇〇〇平方メートル

、上益城郡益城町

建物…約四、九〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年六月二十日から同月三十日

までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

陸上自衛隊高遊原分屯地の施設の一部を

、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施

設及び区域として提供する。提供期間中

は、地位協定の関連ある条項が適用され

五二二六 目達原駐屯地

佐賀県神埼郡吉野ヶ 国有

土地…約六四、〇〇〇平方メートル

里町、三養基郡上峰 建物…約二〇、〇〇〇平方メートル

町 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年六月二十日から同月三十日

までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

陸上自衛隊目達原駐屯地の施設の一部分を

、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施

設及び区域として提供する。提供期間中

る。

は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五一三〇 奄美大島

奄美市

国有

土地…約八、六〇〇平方メートル

建物…約六、一〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年六月二十日から同月三十日

までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

陸上自衛隊奄美駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

五一三〇 奄美大島

奄美市

国有

及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約八、六〇〇平方メートル

建物…約六、一〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年六月二十二日から同月三十

日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

陸上自衛隊奄美駐屯地の施設の一部を、

五一三〇 奄美大島

奄美市

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

公有 土地…約四、四〇〇平方メートル

国有 建物…約八〇平方メートル

公有 建物…約三五〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年六月二十二日から同月三十

日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

奄美大島の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五二三四 徳之島

鹿児島県大島郡徳之

土地…約二〇七、〇〇〇平方メートル

島町、伊仙町 民有

土地…約二、八〇〇平方メートル

公有 建物…約三四〇平方メートル

公有 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年六月二十日から同月三十日

までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の
ための追加期間

徳之島の一部を、地位協定第二条第四項
(b)の適用ある施設及び区域として提供す
る。提供期間中は、地位協定の関連ある
条項が適用される。

六〇四四 キャンプ瑞慶覧 沖繩県中頭郡北谷町 国有

建物…約一三〇平方メートル

工作物…野球場等

運動施設として追加提供する。

六〇四四 キャンプ瑞慶覧 浦添市 国有

工作物…通信ケーブル

通信ケーブルとして追加提供する。

六〇五六 牧港補給地区 浦添市 国有

工作物…通信ケーブル

通信ケーブルとして追加提供する。

六〇九二 那覇駐屯地

那覇市

国有

土地…約二、八〇〇平方メートル

建物…約三七〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年六月二十日から同月三十日

までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

陸上自衛隊那覇駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。提供期間中は

、地位協定の関連ある条項が適用される

六〇九三 与那国駐屯地

沖縄県八重山郡与那 公有

土地…約六、九〇〇平方メートル

国町

民有

土地…約一、三〇〇平方メートル

国有

建物…約一、三〇〇平方メートル

国有

工作物…門等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年六月二十日から同月三十日

までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

陸上自衛隊与那国駐屯地の施設の一部を

、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施

六〇九五 石垣駐屯地

石垣市

国有

設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約三九、〇〇〇平方メートル

建物…約二、一〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

- 一 令和八年六月二十日から同月三十日までの間

- 二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

陸上自衛隊石垣駐屯地の施設の一部を、

六〇九六 宮古島駐屯地

宮古島市

国有

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約三八〇平方メートル

建物…約三、〇〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年六月二十日から同月三十日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

陸上自衛隊宮古島駐屯地及び陸上自衛隊
保良訓練場の施設の一部を、地位協定第
二条第四項(b)の適用ある施設及び区域と
して提供する。提供期間中は、地位協定
の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘 要
五一三七	芦屋飛行場	福岡県遠賀郡芦屋町 、岡垣町	国有	土地…約二五、〇〇〇平方メートル 建物…約一、九〇〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設として新規提供する。 使用期間…

一 令和八年六月十六日から同月二十六日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

航空自衛隊芦屋基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

六〇九七 宮古島分屯基地

宮古島市

公有

土地…約一、六〇〇平方メートル

国有

工作物…舗床

訓練施設として新規提供する。

使用期間…

一 令和八年六月二十日から同月三十日

までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の
ための追加期間

航空自衛隊宮古島分屯基地の施設の一部
を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある
施設及び区域として提供する。提供期間
中は、地位協定の関連ある条項が適用さ
れる。

海上演習場関係

◎新規提供

硫黄島訓練区域

一 区域

西区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる区域

- (1) 北緯二四度四六分三九・九秒、東経一四一度一七分二二・二秒
- (2) 北緯二四度四五分〇〇・九秒、東経一四一度一六分五二・八秒
- (3) 北緯二四度四五分〇九・九秒、東経一四一度一六分一六・二秒
- (4) 北緯二四度四六分四八・九秒、東経一四一度一六分四五・〇秒

北区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる区域

- (1) 北緯二四度四九分〇〇・五秒、東経一四一度二〇分五九・八秒
- (2) 北緯二四度四八分四一・〇秒、東経一四一度二〇分四四・四秒
- (3) 北緯二四度四九分二六・三秒、東経一四一度一九分三五・八秒
- (4) 北緯二四度四九分二六・六秒、東経一四一度一九分〇八・九秒
- (5) 北緯二四度四八分五五・〇秒、東経一四一度一八分〇二・〇秒
- (6) 北緯二四度四八分三四・〇秒、東経一四一度一七分二八・〇秒
- (7) 北緯二四度四八分五七・四秒、東経一四一度一七分一〇・六秒

(8) 北緯二四度五〇分〇一・九秒、東経一四一度一九分二六・九秒

二 高度制限

高度一五二メートル（五〇〇フィート）以下とする。

三 用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

四 摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和八年六月十五日から同月二十七日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。